

医師、歯科医師および獣医師のみが発行する証明書のことを意味し、薬剤師、看護師、視能訓練士などの医療従事者あるいは一般人が作成すると罰せられるとされている。特にプライバシーや守秘義務の問題で、患者の家族や知人・友人からの依頼では診断書は作成してはいけない。（ただし、患者が子供、認知症、危篤状態の場合は除く）。

それでは、なぜ視能訓練士に診断書のことを知ってもらいたいのかと言えば、以下の理由があげられる。すなわちそれらは、①診断書を書くための適切な検査を視能訓練士に施行してもらいたい、②患者の自己申告を手助けしてもらいたい（なかなか医師に言いだせないでいる場合がある）、③視能訓練士に医師の診断書作成の良き助言者になってもらいたい などがある。

それでは診断書はどのような目的で書かれているのであろうか。大きく二つの理由がある。主として診断された結果や診療内容などを証明するためであり、もうひとつは一定の疾患に罹患していないことを証明するためのものである。また、診断書は交付の求めがあった時にはこれを拒否できず、逆に診察しないで交付することもできない。診断書の費用は病院が自由に決めることができ、その複雑さに応じて値段が異なることがある。身体障害者意見書と補装具意見書は指定医のみ書くことができるのは周知のとおりだが、そのほかに指定医しか書けない診断書がある。その代表的なものとして国指定の稔秒に対する臨床個人調査票と小児慢性特定疾病の医療意見書がある。一般的にその他の診断書は医師ならば誰でも書くことができる。

講演の中では、身体障害者意見書と補装具意見書を書く際の注意点について説明する。その他の診断書作成時の注意点として、特に就労に関しては「視機能低下により就労困難」と記載してしまうと、職場復帰には視機能改善が要求されてしまい、中等失明者が仕事を失う原因となってしまう。「視覚障害を考慮した環境整備下での就労は可能と思われる」などの表現の工夫が必要である。

以上のように、診断書の書き方に関しては本来医師が把握していなければならないことであるが、身体障害者意見書をはじめ基本は自己申告であることを考慮し、それを手助けするために視能訓練士の役割は大きい。